

(公印・契印省略)

総基移第73号

令和7年3月4日

各都道府県地域情報化担当部長 殿

(地域情報化担当課扱い)

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長

携帯電話等エリア整備事業における財産処分に係る包括承認届出の対象拡大  
について (通知)

携帯電話等エリア整備事業については、「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」(平成17年11月25日総基移第380号)第20条第2項において、当該事業で取得した財産等の処分に関する承認の特例(以下、「包括承認届出制度」という。)を定めております。

今般、内閣府地方分権改革推進室が実施した令和6年の地方からの提案募集方式において、別添1のとおり、包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者から市町村への処分申請及び市町村から県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行うよう提案がなされたところであり、本提案への対応方針については別添2のとおり決定されております。

当該決定を踏まえ、各都道府県におかれましては、包括承認届出制度の対象拡大について、直接補助事業者である都道府県に限らず間接補助事業者である市町村の処分申請についても、別紙を標準的なスキームとして、対応いただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

総合通信基盤局電波部移動通信課 田代課長補佐、池田係長

電話：03-5253-5894

e-mail: subsidy.section@ml.soumu.go.jp